

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- 基本測量の終了……………(同)……………一
- 公共測量の終了(七件)……………(同)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(同)……………五
- 介護老人保健施設の許可……………七
- ……………(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……………七
- 規 則 (公)
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………七
- 公 告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(二件)……………八
- ……………(主税局課税部課税指導課)……………八
- 建設業者に関する公告……………八
- ……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………八
- 開発行為に関する工事完了……………九
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………九

告示

●東京都告示第六百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千三百五十七号町田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画下水道事業町田市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十九年十二月十六日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分

昭和三十九年建設省告示第三千三百五十七号、昭和四十六年東京都告示第千二百四十九号、昭和五十二年東京都告示第九百四十四号、昭和五十三年東京都告示第八百一十号、昭和五十六年東京都告示第二百四十七号、昭和五十七年東京都告示第二百八十六号、昭和五十九年東京都告示第五百七十五号、昭和六十年東京都告示第四百六十六号

号、昭和六十三年東京都告示第五百五十六号、平成元年東京都告示第千二百六十四号、平成二年東京都告示第八百五十八号、平成二年東京都告示第九百九十号、平成四年東京都告示第五百五十七号、平成六年東京都告示第千二百九十一号、平成十一年東京都告示第二千五百一十一号、平成十三年東京都告示第四十八号、平成十四年東京都告示第四百三十四号、平成十五年東京都告示第五百九十五号、平成十六年東京都告示第二百七十三号、平成十七年東京都告示第千二百八十号、平成十八年東京都告示第四百三十号、平成二十年東京都告示第三百二十号及び平成二十三年東京都告示第六百六十四号の事業地に、町田市森野六丁目、矢部町字二十四号、字二十五号、字二十六号、字二十七号、字二十八号、字二十九号及び相原町字小平各地内の事業地を変更し、相模原市中央区淵野辺本町一丁目、上矢部一丁目及び宮下本町一丁目各地内の事業地を削除する。

●東京都告示第六百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年四月二十八日

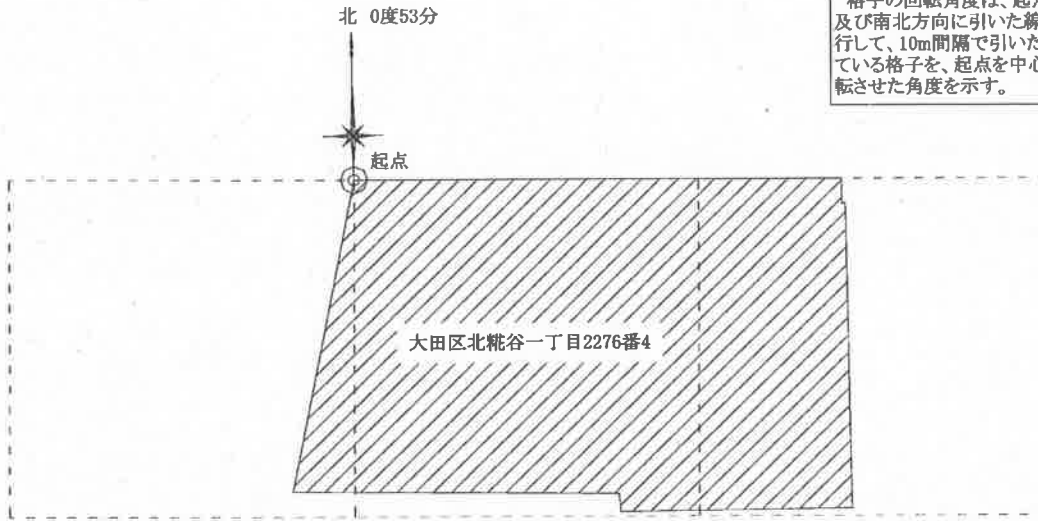
東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院

別 図

【起点】
起点は、大田区北靴谷一丁目2276番4の最北端とする。

【格子の回転角度】0度53分
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



凡 例

- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第七百二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

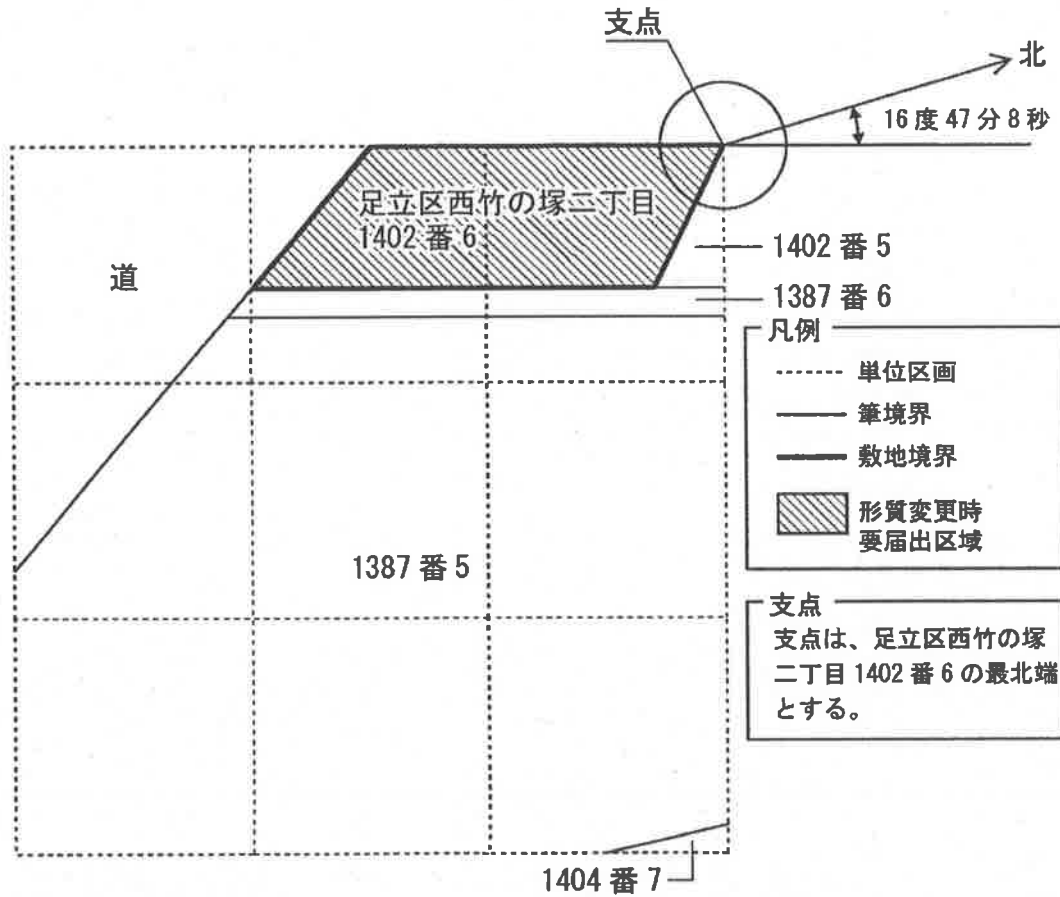
平成二十六年四月二十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区西竹の塚二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別 図



格子の回転角度 (16度 47分 8秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百三十三号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (大田区石川町二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物